

ID: 116

担当部署: 経済観光部 観光政策課

処分の概要	使用の許可及び変更許可					
例 規 名 根 拠 条 項	長門市伊上海浜公園オートキャンプ場条例 第3条第1項					
例 規 番 号	平成17年条例第107号					
【根拠条文】 (使用の許可) 第3条 伊上海浜公園オートキャンプ場(以下「施設」という。)を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 市長は、施設の管理上必要な範囲で、前項の許可に条件を付すことができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
標準処理期間	1日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日			